

1 改定趣旨等

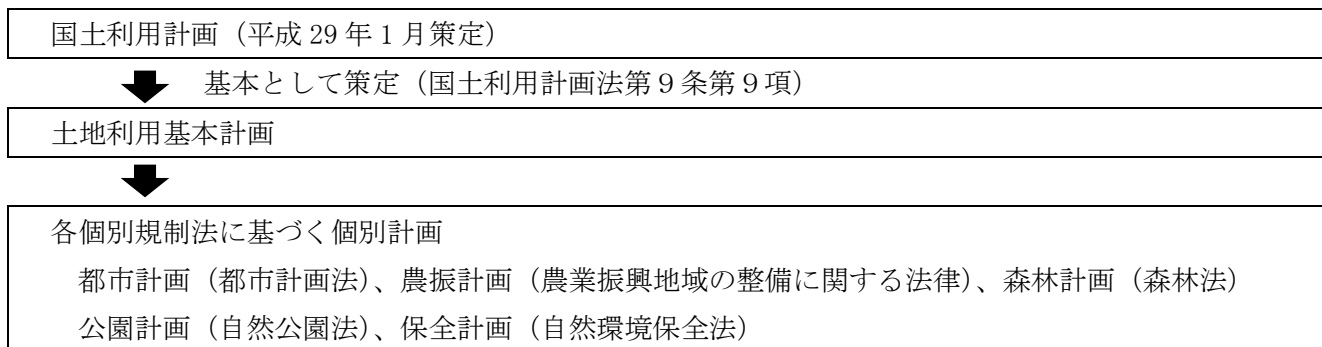
- 京都府土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）（以下「法」という。）第 9 条の規定により、京都府の区域について、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、総合的かつ広域的見地に立って、土地利用の調整等を行うために定める。
- 法第 9 条第 14 号の規定により準用する同条第 9 号の規定により、国土利用計画（全国計画）及び京都府国土利用計画を基本とすることとなっており、平成 29 年 1 月に策定の京都府国土利用計画を受けて、本計画を改定する。

2 改定のポイント

- (1) 京都府国土利用計画に合わせ、次の観点を踏まえた改定とする。
 - ①社会経済状況の変化
 - ②「明日の京都」「京都府地域創生戦略」「京都府国土強靱化地域計画」等の本府における他の計画との整合性
 - ③地域区分を北・中・南部の 3 区分から 4 広域振興局及び京都市域の 5 区分に変更
- (2) 京都府内の市町村が抱える土地利用上の課題に対応する。

<参考>

○ 国土利用計画等との関係



○ 京都府土地利用基本計画の構成（国土利用計画法第 9 条第 2 項第 3 項、施行令第 2 条）

計 画 書	第 1 土地利用の基本方針
	1 土地利用の基本方針
	(1) 基本理念
	(2) 土地利用をめぐる現状と課題
	(3) 基本方針
	2 地域別の土地利用の基本方向
	第 2 土地利用の調整等
	1 土地利用の原則
	2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針
	計画図（地域類型別の地域の範囲を縮尺 5 万分の 1 の地形図表示）

○ 関係法令

国土利用計画法(抄)

(目的)

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

(土地利用基本計画)

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

一 都市地域

二 農業地域

三 森林地域

四 自然公園地域

五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

(以下省略)

9 土地利用基本計画は、全国計画(都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画)を基本とするものとする。

(以下省略)

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

国土利用計画法施行令(抄)

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第2条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。